

令和3年度
行政評価報告書

令和4年3月

島根県

目 次

I	はじめに	1
II	島根県の行政評価の概要	
	1. 行政運営と行政評価	2
	2. 取組の内容	5
	3. 取組の特長	7
	4. 取組の経過	8
III	令和3年度の取組状況	
	1. 施策評価と事務事業評価の対象数	11
	2. 評価結果の公表	11
IV	資料	
	資料1. 行政評価に関する基本方針	12
	資料2. 施策一覧	14
	資料3. 施策評価シート、事務事業評価シート様式	15

I はじめに

島根県では、「行政評価に関する基本方針」を定め、以下の3つを目的として、行政評価を導入しています。

- ① 効率的で質の高い行政の実現を図る
- ② 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る
- ③ 県民に対する行政の説明責任を果たす

また、これを活用し、「島根創生計画」の進行管理をはじめ、PDCAサイクルを利用した取組の見直し、組織内での認識の共有化、予算反映に向けた現状の整理、行政の取組や成果についての公表などに活用しています。

この報告書は、こうした、本県の行政評価の概要や、運用開始からこれまでの経過、令和3年度における取組状況などをとりまとめたものです。

Ⅱ 島根県の行政評価の概要

1. 行政運営と行政評価

(1) 行政運営における行政評価の位置づけ

本県では、平成14年に策定した「新行政システム推進計画」において、「行政評価システム」を新たな行政運営の中核的ツールとして位置づけ、予算編成、組織・定員管理、総合計画の立案・進行管理と相互に連携したマネジメントシステムを構築し、行政評価をスタートしました。

その後、定量的な評価に加えて定性的な評価も行うなど、行政評価の手法や活用方法の見直し、効率化などを図ってまいりました。また、平成22年度からは、県議会において、県の決算と併せて施策評価結果の説明を行い、予算・決算との一層の連携に努めています。

現在の行政評価は、県政運営の基本方針である「島根創生計画」の進行管理を主たる役割としています。

(2) 島根創生計画の推進

令和2年3月に策定した島根創生計画は、島根県が目指す将来像を「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」とし、その実現に向けて5か年（令和2年度から6年度）の施策運営の総合的・基本的な指針を示す、県行政における最上位の計画です。

計画を推進する上では、施策の効果を測る目安として客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定し、行政評価の仕組みを活用して、現状や課題の分析を実施の上、企画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施します。

評価結果は、県議会や外部有識者による会議で報告し、意見等を改善に活かすこととしています。第1編（総合戦略）の施策は、別に「総合戦略アクションプラン」を策定し、毎年度柔軟に改善を図りながら推進することとしています。

島根創生計画

島根創生計画の「第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく県版総合戦略と位置づけ、2035年までに合計特殊出生率2.07、2030年までに人口の社会移動の均衡の実現を目指すこととしています。

この第1編と、「第2編 生活を支えるサービスの充実」「第3編 安全安心な県土づくり」により、島根創生を実現することとしています。

SHIMANE SOUSKI PLAN 島根創生計画

島根が目指す将来像

人口減少に打ち勝ち、**笑顔**で暮らせる島根

将来像を実現するための3つの柱、8つの基本目標

第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

I 活力ある産業をつくる

島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の活力を高め、所得を引き上げ、若者の雇用を増やします。

- 1 魅力ある森林水産業づくり
- 2 力強い地域産業づくり
- 3 人材の確保・育成



II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い人達が安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と深く育てたいと思うことができ、その希望をかなえるための子育て支援の充実や、働きやすい環境の整備をします。

- 1 結婚・出産・子育てへの支援



III 地域を守り、のびす

人口減少が早くも進んできた中山間地域・離島と人口が集中した都市部が、共存・連携して共に発展する地域づくりを進めるとともに、それを支える社会基盤を整備します。

- 1 中山間地域・離島の暮らしの確保
- 2 地域の強みを活かした領域の発展
- 3 地域の経済的自立の促進
- 4 地域振興を支えるインフラの整備



IV 島根を創る人をふやす

自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やヒューマン・イターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします。

- 1 島根を愛する人づくり
- 2 新しい人の流れづくり
- 3 女性活躍の推進



第2編 生活を支えるサービスの充実

V 健やかな暮らしを支える

保健・医療・介護を充実させるとともに、支え合いにより居る一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせる地域共生社会の実現を進めます。

- 1 保健・医療・介護の充実
- 2 地域共生社会の実現



第3編 安全安心な県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える

住民の日常生活を支える地域生活交通などの生活基盤の確保や、暮らしをとりまく豊かな環境の保全に取り組めます。

- 1 生活基盤の確保
- 2 生活環境の保全



VI 心豊かな社会をつくる

教育の充実や、スポーツ・文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会をつくり出します。

- 1 教育の充実
- 2 スポーツ・文化芸術の振興
- 3 人権の尊重と相互理解の促進
- 4 自然、文化・歴史の保全と活用



VIII 安全安心な暮らしを守る

県民の安全安心な暮らしを守るために、防災対策を推進するとともに、食の安全をはじめとする安全な日常生活を確保します。

- 1 防災対策の推進
- 2 安全な日常生活の確保



(3) 行政評価の目的と手法

「行政評価に関する基本方針」では、行政評価の目的を以下の3点と定めています。

① 効率的で質の高い行政の実現を図る

厳しい財政状況の中で、限られた財源、人、モノなどの行政資源を、より効率的かつ効果的に活用し、政策形成能力の向上を図りながら、県民が求める質の高い行政を実現します。

② 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る

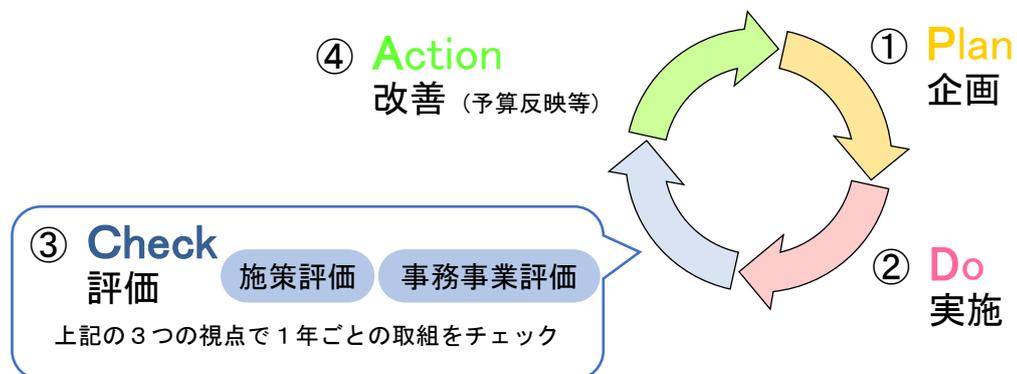
行政活動を実施した結果、県民に対してどのような成果がもたらされたかという「成果志向」に基づく行政運営を行い、県民にとって満足度の高い行政を実現します。

③ 県民に対する行政の説明責任を果たす

県民の行政活動に対する関心や参加意識が高まっている中で、県が実施する施策や事業の内容や成果をできるだけ分かりやすく県民に説明し、県政の透明性を高め、説明責任を果たします。

また、この目的の達成を確実なものとするためには、一年ごとにその取組をチェックし、より良い事業展開を図っていくことが重要となります。

本県では、PDCAのマネジメントサイクルの手法により、このチェックを行っています。



2. 取組の内容

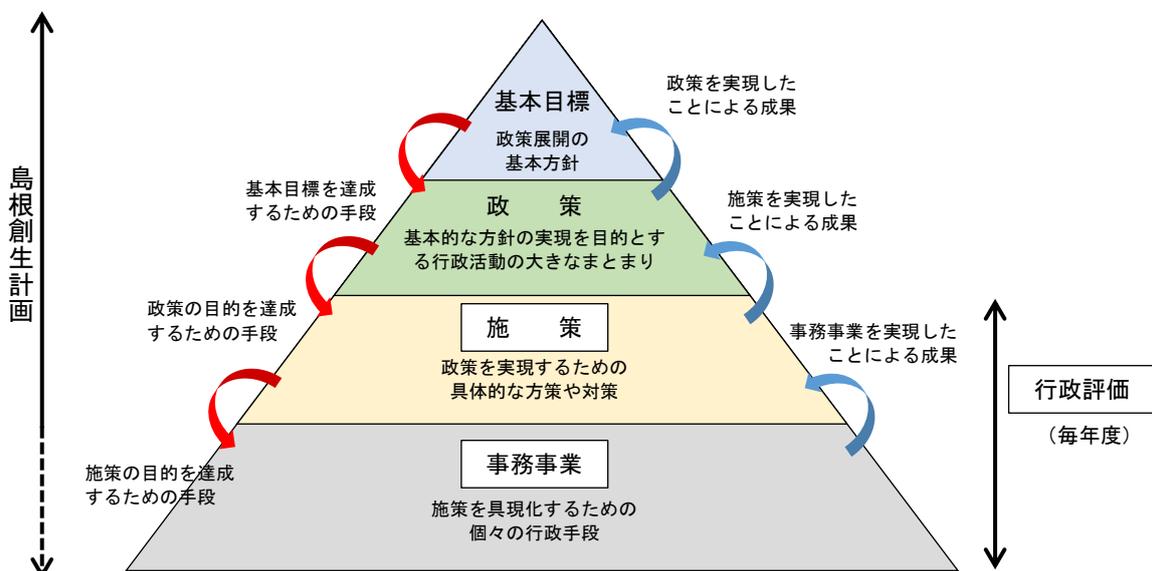
(1) 行政評価の評価階層

島根創生計画において定める「基本目標」「政策」「施策」や、それらの実現に向けて行う「事務事業」については、以下のような階層構造となっています。

また、厳しい財政状況のもとでは、限られた行政資源を効果的に配分し、県全体として最も成果が上がるような行政の取組を展開していく必要があります。

このため、「施策」と「事務事業」の2階層においては、毎年度に行政評価を実施しています。

計画全体の階層と行政評価との関係



注意：「施策評価」という用語は各自治体において様々に定義されており、本県では以下のとおりとしています。

「施策評価」は、島根創生計画で定めた「施策」の目的の達成に向けて、より良い展開内容を検討していくもの。

具体的には、毎年、島根創生計画に定めている「施策」の成果参考指標の達成状況や、取組の成果・現状を踏まえ、その課題を明らかにしたうえで、その課題の解決に向けて、「施策」を構成する「事務事業」をどのように実施すべきかを考え、翌年度の事業展開にあたり行政資源の再配分に活用しようとするもの。

(2) 施策評価

施策評価では、島根創生計画の66施策を毎年度の評価対象としています。

施策評価の評価責任者は、事務事業所管部局長です。複数の部局にまたがる施策については、円滑で総合的な施策評価を実施するため、施策ごとに幹事部局を置いています。

(3) 事務事業評価

事務事業は、上記の施策の目的を達成するための手段として位置づけられるものです。

そのうち予算の打出しのあるものを事務事業評価の対象としていますが、予算のないもの、施策の手段でないもの、内部管理事務などであっても、所属の判断で評価することもあります。

また、評価にあたっては次年度以降の‘アクション’に繋げることを重視して、前年度体系ではなく、評価を実施する現年度の体系のもとで評価しています。

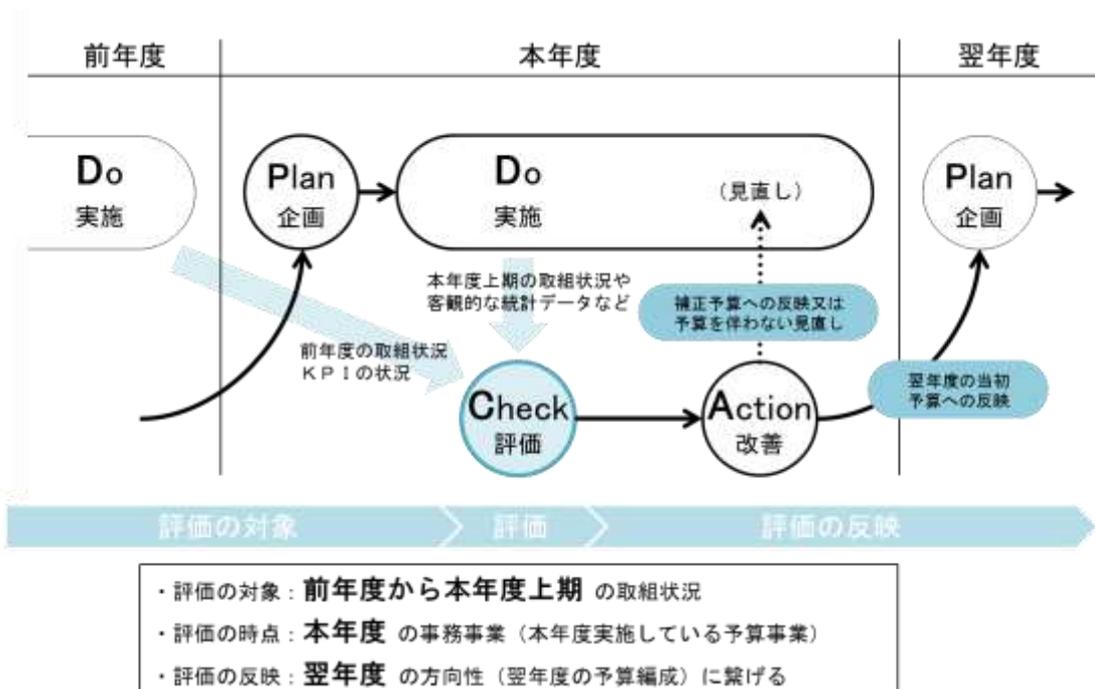
事務事業評価の評価責任者は、事務事業担当課長です。

(4) 評価の流れ

まず、事務事業について、それぞれの事務事業を実施する課で評価を行います。

次に、その事務事業の評価結果を関係する施策ごとに持ち寄って、施策評価会議（事務事業所管部局長、次長、事務事業担当課長で構成）を開催するなどし、施策の評価を行います。

そして、それらの評価をとりまとめて、次年度の予算編成につなげます。



3. 取組の特長

行政評価は、数多くの自治体で導入されていますが、その取組内容は一様ではなく、自治体の実情を踏まえ、工夫を加えながら実施されています。

本県においても、いかに有効に機能させるかという視点で独自の構築をしており、以下の特長があります。

①島根創生計画の政策・施策体系と評価体系とを一体化している

島根創生計画において整理した「政策～施策～事務事業」の体系を目的と手段との関係で整理しています。

これにより、以下のような取組が可能となっています。

- ・ 施策評価・事務事業評価を的確に行うことにより、島根創生計画の進行管理が一体的に行える。
- ・ 部局を越えて島根創生計画の施策単位で施策評価を実施できる。

②一つの成果（アウトカム）が現れる仕事の単位を行政評価の「事務事業」と定義し、同じ目的の仕事をグループ化している

他の自治体では既存の予算事業をそのまま行政評価を行う単位としてしまうケースが見られますが、本県ではそれぞれの行政活動を目的と手段の関係から一つの成果が現れる仕事の固まりに再整理し、行政評価の「事務事業」としています。

これは、「求める成果が本当に必要とされているのか」、「誰に利益をもたらしているのか」、「成果はコストに見合っているのか」、「成果をあげるうえで、複数の仕事のうちでどれが重要であるか」といった成果志向の視点を持ちやすくすることをねらいとしています。

③行政評価の「事務事業」単位を元にして予算事業の単位を設定している

予算は一定の目的（成果）を達成するための手段ですので、上記②で「成果が現れる単位」として整理した行政評価の「事務事業」に合わせて予算事業の単位を設定することを原則としています（「予算事業の単位をもって行政評価を行う」のではなく「行政評価の事務事業を単位として予算編成の作業を行う」）。

これは、行政評価の結果（今後の方向性）を予算に反映しやすくすることを狙いとしています。

4. 取組の経過

検討・準備段階を経て、平成15年度から事務事業評価、平成17年度からはこれに加えて施策評価を実施し、平成19年度には政策評価を実施しました。

令和2年度からは島根創生計画の進行管理を行っています。

(1) 行政評価の導入

[平成13年度]

- ・制度設計、活用方法等の検討、導入の決定

[平成14年度]

- ・1つの成果が現れる行政活動の単位を「事務事業」に設定
- ・目的と手段の関係により、基本事務事業、事務事業、活動の3階層に体系化
- ・すべての基本事務事業と事務事業に成果指標と目標値を設定

[平成15年度]

- ・旧年度体系に基づく事務事業評価（基本事務事業・事務事業・活動）を開始
- ・「事務事業」単位をもとに「予算事業」単位を設定
- ・「県総合計画」の政策・施策体系と基本事務事業以下の評価体系を連結

[平成16年度]

- ・電算システムの運用を開始
- ・「島根総合計画」において政策・施策に成果指標と目標値を設定、16本の優先施策を選定
- ・「中期財政改革基本方針」において70本の施策を3グループに分け、部局調整予算枠（一般施策経費）に関して18年度までの傾斜配分率を決定
- ・すべての施策ごとに施策責任者を決定

[平成17年度]

- ・新年度体系（島根総合計画）に基づいて事務事業評価を実施
- ・18年度における行政資源の配分にあたっての施策評価結果の活用に関する考え方の決定
- ・施策体系の見直し及び施策指標を追加
- ・「定員削減計画」において20年度までの部局別人員削減数を決定
- ・地方機関職員を対象としてNPM研修を実施

[平成18年度]

- ・19年度における行政資源の配分にあたっての施策評価結果の活用に関する考え方の決定

[平成19年度]

- ・政策評価を実施

(2) 島根総合発展計画「第1次実施計画」の期間（平成20～23年度）

[平成20年度]

- ・「総合発展計画」において政策・施策に成果指標と目標値を設定
- ・評価階層を変更（基本事務事業評価、活動評価の廃止）
- ・評価対象事業を変更（「総合発展計画」の施策の手段である予算事業を対象）
- ・評価内容の変更（行政資源の投入量の方向性判断から質的向上のための判断を重視）
- ・評価スケジュールを変更（追加評価を行うことにより評価から予算要求までのタイムラグを解消して、予算への活用を図る）

[平成22年度]

- ・評価手法の変更（定量的な評価に加えて定性的な評価も重視）
- ・評価結果の県議会への説明方法の変更（予算執行の実績と併せて、施策評価結果の説明）

[平成23年度]

- ・「第2次実施計画」策定にあたり、これまでの取組の成果を検証・評価し、課題を抽出するため、政策評価を実施（同様に、平成27年度にも実施）

(3) 島根総合発展計画「第2次実施計画」の期間（平成24～27年度）

[平成24年度]

- ・「第2次実施計画」による施策評価・事務事業評価の年度別目標値等を設定
- ・指標について、定量的な評価に加え定性的な評価も加味するため、成果指標から成果参考指標に変更
- ・施策評価は、成果参考指標の達成状況に加え、目的達成に向けた取組の成果を踏まえた総合的な評価（予測）に変更

[平成27年度]

- ・成果主義と課題解決をより重視した評価へ修正（成果評価と課題解決に重点化した考察手順に沿った評価書に修正し、併せて記入項目を簡素化）
- ・一度受講した説明会の重複受講を廃止
- ・「主要施策の成果」と一体的に作業ができるように評価時期を見直し

(4) 島根総合発展計画「第3次実施計画」の期間（平成28～令和元年度）

[平成28年度]

- ・「第3次実施計画」による施策評価・事務事業評価の年度別目標値等を設定
- ・総合戦略の検証や、国土強靱化計画の進行管理への活用を開始

[令和元年度]

- ・施策評価でABC評価を廃止

(5) 島根創生計画の期間（令和2～6年度）

[令和2年度]

- ・「島根創生計画」による施策評価・事務事業評価の年度別KPI等を設定

Ⅲ 令和3年度の取組状況

1. 施策評価と事務事業評価の対象数

令和3年度に評価を行った施策と事務事業の対象数は、次のとおりです。

施策評価 66

事務事業評価 556

2. 評価結果の報告、公表

(1) 報告

評価結果は、県議会や外部有識者による会議で報告し、意見等を改善に活かすこととしていきます。

令和3年度は、次のとおり報告しました。

① 県議会

- ・ 令和3年 9月29日 決算特別委員会 全体会
- ・ 〃 10月 4日 決算特別委員会 分科会
- ・ 〃 10月 5日 地方創生・行財政改革調査特別委員会

② 島根県総合開発審議会委員

- ・ 令和3年10月 7日 総合開発審議会（書面開催）

(2) 公表

行政評価導入のねらいの一つは、県が実施する施策や事業の内容、成果を分かりやすく県民に説明し、県政の透明性を高めて説明責任を果たしていくことにあります。

こうしたことから、「施策」「事務事業」の各評価結果の全てを、県政情報センターと県立図書館において供覧に付しています。また、以下の県ホームページで公表しています。

県HPトップ > 県政・統計 > 政策・財政 > 計画・政策・評価 > 行政評価

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/gyosei_hyouka/

IV 資料

資料 1

行政評価に関する基本方針

第1 目的

この基本方針は、本県の行政評価に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ着実に行政評価を定着させ、質の向上を図ることを目的とする。

第2 行政評価の導入目的

本県における行政評価の導入目的は、次のとおりとする。

- (1) 効率的で質の高い行政の実現を図る。
- (2) 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る。
- (3) 県民に対する行政の説明責任を果たす。

第3 行政評価の体系

本県の行政評価は、行政活動として実施している施策・事業や業務を、特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまりである「政策」、政策を実現するための具体的な方策や対策と捉えられる「施策」、施策を具現化するための個々の行政手段としての「事務事業」に体系化するとともに、それぞれを「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」として評価することとし、このうち「施策評価」及び「事務事業評価」は毎年度実施する。

第4 評価の手法

県民に対してより分かり易く、かつ客観性の高いものとするため、各事務事業等に「重要業績評価指標（KPI）」を設定し、それぞれの目標や改善の成果・結果を数値で表すことを基本とする。

第5 評価結果の活用

評価結果については、各部局等の施策・事業の展開に資するとともに、組織・定員、予算編成及び島根創生計画に反映させるなど、その活用を図るものとする。

第6 行政評価推進体制

各部局等及び各課・室相互間の連携を密にし、行政評価の円滑かつ効果的な運営を図るため、推進体制を整備する。

第7 職員研修

行政評価の目的や必要性、評価手法等について、職員の理解と認識を深めるための講習会・研修会を実施する。

第8 評価結果の公表

行政評価の結果は、これを公表する。

第9 評価制度の改善

行政評価を実施するに当たり、合理的かつ的確な評価手法及び評価制度の効率的な運用について不断の見直しと改善を行い、行政評価の充実を図るものとする。

第10 補則

この基本方針に定めるもののほか、行政評価を実施するために必要な事項は、政策企画局長が別に定める。

附 則

この基本方針は、平成14年6月10日から施行する。

この基本方針は、平成20年3月18日から施行する。

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。

資料2 施策一覧

将来像	柱	基本目標	政策	施策	幹事部局	
人口減少に打ち勝つための総合戦略	第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略	I 活力ある産業をつくる	1 魅力ある農林水産業づくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興	農林水産部 農林水産部 農林水産部	
			2 力強い地域産業づくり	(1) ものづくり・IT産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部	
			3 人材の確保・育成	(1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成	商工労働部 商工労働部	
		II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援	健康福祉部 健康福祉部	
		III 地域を守り、のばす	1 中山間地域・離島の暮らしの確保	(1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立	地域振興部 農林水産部	
			2 地域の強みを活かした圏域の発展	(1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用	政策企画局 政策企画局	
			3 地域の経済的自立の促進	(1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出	地域振興部 地域振興部	
			4 地域振興を支えるインフラの整備	(1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進	土木部 土木部 農林水産部	
		IV 島根を創る人をふやす	1 島根を愛する人づくり	(1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を担う人づくり	教育委員会 環境生活部 教育委員会	
			2 新しい人の流れづくり	(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) Uターン・Iターンの促進 (4) 関係人口の拡大	政策企画局 商工労働部 地域振興部 地域振興部	
			3 女性活躍の推進	(1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	政策企画局 政策企画局	
		第2編 生活を支えるサービスの充実	V 健やかな暮らしを支える	1 保健・医療・介護の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療の確保 (3) 介護の充実	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
	2 地域共生社会の実現			(1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活支援の確保	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部	
	VI 心豊かな社会をつくる		1 教育の充実	(1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進	教育委員会 教育委員会 教育委員会 健康福祉部 総務部 教育委員会	
			2 スポーツ・文化芸術の振興	(1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興	環境生活部 環境生活部	
			3 人権の尊重と相互理解の促進	(1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進	環境生活部 政策企画局 環境生活部	
			4 自然、文化・歴史の保全と活用	(1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用	環境生活部 教育委員会	
	第3編 安全安心な県土づくり		VII 暮らしの基盤を支える	1 生活基盤の確保	(1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備 (4) 情報インフラの整備・活用 (5) 竹島の領土確立	土木部 地域振興部 土木部 地域振興部 総務部
				2 生活環境の保全	(1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用	土木部 環境生活部
		VIII 安全安心な暮らしを守る	1 防災対策の推進	(1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化	土木部 防災部 防災部 防災部	
			2 安全な日常生活の確保	(1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進	健康福祉部 環境生活部 地域振興部 警察本部	

資料 3-1 施策評価シート様式

令和3年度	
施策評価シート	
	幹事部局
施策の名称	
施策の目的	
施策の現状 に対する評価	
今後の取組 の方向性	

資料3-2 事務事業評価シート様式

令和3年度										
事務事業評価シート										
1 事務事業の概要					担当課					
事務事業の名称										
目的	誰(何)を対象として				事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額			
	どういう状態を目指すのか					うち一般財源 (千円)				
今年度の取組内容										
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと										
1	上位の施策				3	上位の施策				
2	上位の施策				4	上位の施策				
2 KPI(重要業績評価指標)の状況										
KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	目標値									
	実績値									
	達成率	-	-	-	-	-	-	-	%	
2	目標値									
	実績値									
	達成率	-	-	-	-	-	-	-	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実										
3 現状に対する評価										
成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況									
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点								
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因								
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性								

令和3年度 行政評価報告書

令和4年3月 島根県
(政策企画局政策企画監室)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5959 FAX 0852-22-6034
e-mail : seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp
URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/>